

建設業の死亡災害増加にかかる
東京労働局労働基準部長メッセージ
建設業における労働災害防止対策の徹底について

令和6年の建設業の東京労働局管内における労働災害による死亡者数は11人で、統計を取り始めて以来、過去最少となり、墜落災害も1件と大幅な減少となったものの、令和7年に入り、5件の墜落災害を含む9件の死亡災害が発生するなど、前年の同じ時期の3件と比べ3倍と、非常に憂慮すべき状況となっています。

また、発生した死亡災害のうち、高所からの墜落等によるものが5件と半数以上を占め、これらは手すりの設置や墜落制止用器具の使用などの措置がなされていないものでした。

いずれの災害においても「基本的な安全対策」や「安全性の検討」が十分になされていなかったものであり、現場全体の「安全意識」や「安全管理能力」の低下が懸念されるところです。

建設現場における労働災害防止対策を推進するためには計画段階におけるリスクアセスメントの実施や労働者への安全衛生教育の徹底が重要です。東京労働局では、建設現場における労働災害防止対策を推進する上で特に留意すべき4つの重点事項（決意表明、管理活性化、高所対策、教育強化）の4つの事項（4K）を展開しています。

つきましては、この4Kや、厚生労働省から毎年示されています建設業の安全衛生対策に係る「留意事項」の実施をはじめとする労働災害の防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

令和7年7月25日

東京労働局

労働基準部長 川又修司

建設業の労働災害防止対策を 強化しましょう

墜落・転落災害をはじめとした

【重点取組事項】

- ☑ 死亡災害を発生させない旨の決意表明と発信
- ☑ 安全衛生管理活動の活性化（下請事業者に対する指導・支援）
- ☑ 墜落・転落災害防止対策の徹底（高所作業の点検強化）
- ☑ 安全衛生教育の実施

Ketui 決意表明

墜落等の死亡災害を
発生させない決意表明を
現場所長自らが発信

Kousyo 高所対策

有効な足場等の作業床、
手すりの設置、墜落
制止用器具の使用徹底！

墜落・転落リスクアセスメントの
実施も忘れずに

Kanri Kasseika 管理活性化

安全衛生管理活動の
的確な実施と活性化！
（リスクアセスメント）
KY活動など

Kyouiku 教育強化

安全衛生教育では
作業手順の遵守確認など

4K

の取組についての確認をお願いします（裏面）



第14次東京労働局労働災害防止計画（2023～2027年度）
がスタートしました。

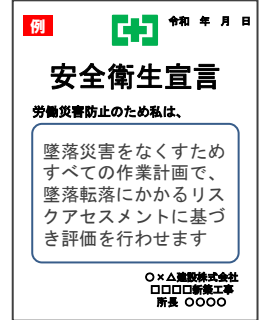
引き続き、労働災害防止対策の推進をお願いします！

トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」

重点取組事項について

1 墜落・転落をはじめとした死亡災害を発生させない旨の決意表明と発信

現場所長自らが「死亡災害を発生させない」旨の決意を安全衛生宣言などで表明するとともに、現場全体への適切かつ継続的な発信及び周知がなされていること。



2 安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組

安全衛生管理活動（現場巡視及び災防協、下請事業者に対する的確な指導・支援等）が実施されていること。

また、作業計画及び作業手順書の作成とそれに基づく手順の遵守、作業開始前の打合せの実施、KY活動の活性化（マンネリ化防止）に向けた取組が行われていること。

【留意事項】

- ※ 日々の職場巡視の徹底はもとより、現場の危険箇所を見つける能力（危険感受性）を養うような創意工夫を凝らした取組を促進することにより、現場全体の安全レベルの向上を図ること。
- ※ リスクアセスメントの適切な実施により、工事の計画段階において作業に伴うリスクの除去・低減を検討し、当該検討した工事計画に沿った適切な作業方法を定め、これに基づく作業を徹底すること。

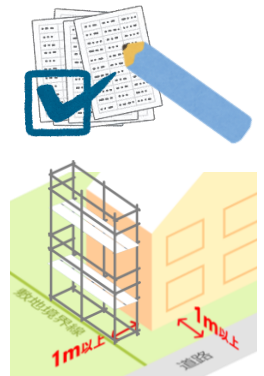


3 墜落・転落災害防止対策の徹底

- (1) 高所作業において、敷地の幅に応じた有効な足場などの作業床の設置、作業床の端や開口部における手すり（囲い等）の設置、墜落制止用器具の的確な使用など墜落・転落防止を重点とした点検強化が的確に図られていること。
- (2) 墜落・転落による危険を未然に防ぐためのリスクアセスメントが実施されていること。
- (3) 鉄骨建方作業が含まれる場合に、令和5年9月28日付け東労発基0928第9号「建築工事における建築物等の鉄骨組立て等の作業の安全総点検について」に基づく安全総点検が行われていること。

【留意事項】

- ※ 死亡災害に占める「墜落・転落」災害の占める割合が高いことを踏まえ、リスクアセスメントの実施に当たっては、高所作業自体の除去・低減に努めること。
- ※ 墜落防止措置については、「手すり」の設置などの設備的対策によることを原則とし、点検等の適切な実施により、その維持・管理の徹底を図ること。
- ※ 設備的対策を講ずることが困難な場合や、設備的対策を講じてもなお、墜落によるリスクがある場合については、墜落制止用器具の使用等を徹底すること。
- ※ 適切な墜落防止措置を講じた場合であっても、「手すりを乗り越える」等の不安全行動は災害に直結するため、労働者に対する教育や現場巡視の徹底等により、現場全体で不安全行動を排除するよう努めること。



4 安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底

- (1) 安全衛生ルールが掲示やデジタルサイネージ等により現場全体で共有され、安全衛生対策が盛り込まれた作業手順書の周知が的確に行われていること。
- (2) 新規入場者教育、職長教育や必要な特別教育の実施状況を確認するとともに、事前教育（下請事業者による入場前教育）の支援が的確に行われていること。
- (3) 危険意識の低下や作業の慣れから生ずる災害防止対策として、災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施など安全衛生意識の向上が図られていること。

【留意事項】

- ※ 作業員に対する雇入れ時教育、新規入場者教育はもとより、「建設業に不慣れな者」を使用することを前提とした管理が必要であることから、必要に応じ、職長教育や安全衛生責任者教育等について再教育を行うこと。また、建設現場で新たに仕事をされる「建設新規就業者」に対しては“建設現場における労働災害防止に必要な最低限のルールを習得させる”ための教育を実施すること。
- ※ 元方事業者、協力会社相互間のコミュニケーション強化と現場全体の安全意識の高揚を図ること。



令和7年建設業死亡災害事例

	月	業種	職種	事故の型	発生状況の概要
			年齢	起因物	
			経験		
1	1月	建築工事業	設備機械工	墜落、転落	立体駐車場において、地下に向かうため自動車垂直搬送用リフトに乗り下降したが、指定した階で停止しなかったため、緊急停止ボタンを押したところ、リフトが一時停止直後に上昇したため、自動車用パレットに飛び移ろうとしたが、リフトと当該パレットの隙間から墜落したもの。
			50歳代	エレベータ、リフト	
			30年以上		
2	1月	建築工事業	その他の作業者	墜落、転落	エレベーターシャフト開口部付近で、鉄板敷きの準備を行っていたところ、墜落し、死亡したもの。
			20歳代	開口部	
			1年以上5年未満		
3	4月	その他の建設業	電工	激突され	電柱工事に伴う電線及び変圧器の移設工事を行うため、貨物自動車の荷台に乗せた工事用変圧器1台を移動式クレーン(ウインチ付き高所作業車)を用いて吊り上げたところ、何らかの理由によりつり荷が落下し、玉掛作業を行った被災者にあたり、貨物自動車の荷台から墜落したもの。
			50歳代	移動式クレーン	
			30年以上		
4	5月	土木工事業	貨物自動車運転者	はさまれ、巻き込まれ	建設現場における請負業務として、コンテナ車に積載した産廃(木くず)を廃棄物処理施設へ運搬した被災者が、同施設構内で所定の場所に荷降ろしした後、荷台の扉を閉めようとした際に、バック走行してきたトラクター・ショベルによりコンテナ車との間に挟まれ死亡したもの。
			30歳代	整地・運搬・積み込み用機械	
			1年以上5年未満		
5	5月	その他の建設業	機械修理工	はさまれ、巻き込まれ	冷凍機械の不具合を確認するため、稼働させながら点検を行っていたところ、下部の稼働部分とモーターの覆いの間に挟まれ死亡したもの。
			40歳代	その他の食品加工用機械	
			10年以上20年未満		
6	6月	建築工事業	管理者	墜落・転落	地下工事中のビルの新築工事現場において、歩道区画用のカラーコーン等を片付ける作業中、作業構台の撤去後に開口部となっていた現場出入口ゲート付近の地面端部において、被災者は約90センチメートル下の箇所にコーンバーを片付けようとしたところ、バランスを崩して約3メートル下の地下スラブ上に墜落し、死亡したもの。
			20歳代	開口部	
			1年未満		
7	6月	土木工事業	土工	墜落・転落	休憩時間中に、被災者が立っていた位置の背後にあった約9m×約7.5mの開口部からその床面まで4.1m墜落したもの。
			50歳代	開口部	
			30年以上		
8	6月	土木工事業	土工	はさまれ、巻き込まれ	公共歩道の水道管取り替え工事現場において、公道上に貨物自動車2台を縦列駐車させていた際に、後ろ側の貨物自動車が、その真後ろで作業を行っていたドラグショベルに押されて前進したことで、同貨物自動車2台の間にいた被災者が、同貨物自動車2台にはさまれたもの。
			40歳代	掘削用機械	
			10年以上20年未満		
9	7月	建築工事業	とび工	墜落・転落	鉄筋コンクリート造15階建てのマンション新築工事現場において、3名で足場の解体作業を行っていたところ、当該足場の16段目(高さ27m)から墜落したもの。
			40歳代	足場	
			1年以上5年未満		